

令和3年第8回定例公安委員会会議録

開催日時 令和3年3月18日(木) 午前11時10分～午後2時45分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時20分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 服部警察本部長 川島警務部長 柴田首席監察官
河本生活安全部長 長谷高刑事部長 保田交通部長
谷村警備部長 本庄警察学校長 濱口情報通信部長
細田警務部参事官

(事務局等～松本公安委員会補佐室長、総務課員)

3 議題事項

4 報告事項

- 令和3年度会計監査実施計画(警務部)
- 警察学校射撃場における石綿使用の確認(警務部)
- 鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況(警務部)
- 警察行政職員の活躍に向けた基本方針等の策定(警務部)
- サイバー犯罪対策の状況(令和2年中)(生活安全部)
- 4月中の入校及び訓練概況等(警察学校)

(1) 令和3年度会計監査実施計画(警務部)

警察本部

令和3年度の会計監査の実施項目のうち、重点項目は、契約に関する事、捜査費に関する事及び旅費に関する事である。その他の項目は、支出等関係文

書に関する事、郵券、収入証紙、収入印紙の保管管理に関する事、前渡資金を含む保管金に関する事及び物品に関する事である。

監査の対象年度は、令和2年度及び令和3年度である。

対象は39所属であり、第1四半期から第4四半期に分けて実施する。

委員

小さなミスが大きな問題になることがある。ミスがあった場合に早期に対処できるように、細部にわたり、しっかりと監査を実施していただきたい。

(2) 警察学校射撃場における石綿使用の確認（警務部）

警察本部

本年3月1日、県警察学校敷地内の射撃場において、石綿の使用を確認した。

認知の端緒は、建築基準法第12条に基づく外部委託による建築物定期点検の結果、「内壁面に石綿状の吹付け材がある。」との報告を受けたものであり、専門業者による成分分析検査を実施したところ、内壁及び天井の吹付け部分に石綿の使用を確認し、直ちに立入り禁止措置を行った。

なお、県衛生環境研究所により、射撃場の屋内、屋外の3か所で大気中の石綿繊維の濃度測定を実施したところ、3月3日に石綿の飛散がないことを確認した。

今後、過去に実施した石綿含有調査状況を再確認するとともに、平成7年以前に建築した施設の再点検を行う。過去5年間の現職職員の健康診断結果を確認したが、現在までのところ、石綿に関連する病気を発症した職員はいないものの、継続的に現職職員の健康診断結果を確認していく。また、退職者を含めた職員の相談窓口を設置するほか、近隣住民への説明を実施する。

今回の石綿除去部分は広範囲であることや、石綿飛散を防ぎながらの特殊な工事となり、長期の工期が必要となることから、拳銃射撃訓練は琴浦大山警察署射撃場で実施するほか、映像射撃シミュレーターによる訓練を実施する。

委員

石綿に関する病気は10年以上経過してから発症する例があるので、退職者の確認もよろしく願います。また、周辺住民の方が不安を抱かないよう、丁寧な説明を行っていただきたい。

警察官の射撃訓練は重要なので、代替措置のとおり行っていただきたい。

(3) 鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況（警務部）

警察本部

令和元年6月に障がい者雇用推進法が改正され、事業主は、障がい者活躍推進

計画を策定し、公表することが定められている。県警察としても、令和2年2月に「鳥取県警察障がい者活躍推進計画」を定め、各種取組を実施している。

障がい者の雇用状況について、県警察では、障がい者の採用試験を平成15年度から断続的に実施しているが、近年は、採用試験を実施するも採用者がいない状況である。これまで5人を採用し、そのうち3人が継続雇用中であるほか、採用後に障がい者認定をされた職員1名を含め、現在は4人雇用している。

令和3年度の法定雇用率は2.6パーセントであり、法定人数は8人となる。既に雇用中の4人に加え、令和3年度から、障がい者認定を有する警察官1人が警察行政職員に転任するほか、障がい者枠の会計年度任用職員1人を採用予定であり、計6人となる。規定により、重度障がい者については1人につき2人を雇用しているとみなすとされており、職員の障がいの程度から9人を雇用していることとなるため、基準を達成見込みである。

令和2年度の推進計画の実施状況について、目標に対する達成度は、法定雇用人数は達成している。満足度は、80パーセント以上を目標としていたところ、75パーセントであり、やや下回った。取組内容の実施状況は、障がい者雇用推進チームを設置し、推進計画実施状況の点検、見直し等を行ったほか、面談等を通じて必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を実施している。

今後、未達成項目について、障がい者職員からの意見聴取により、原因や問題点を明らかにして改善を図り、やりがいを持ち、より働きやすい職場環境を目指して各種取組を更に推進していく。

本年度中における鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況は、県警察のホームページで公表する。

委員

不安を抱えている場合もあると思うので、業務のマッチングや満足度のためには面談が大切だと思う。推進計画実施状況の見直し等は、どのように行っているか。

警察本部

アンケートや人事担当者による面談を行い、意見を反映させている。

委員

それぞれに合った職場で、活躍できる環境づくりを行っていただきたい。

(4) 警察行政職員の活躍に向けた基本方針等の策定（警務部）

警察本部

県警察の組織力を強化することを目的として、警察行政職員が、より一層活躍できる環境の実現に向けた取組方針を示すため、平成29年2月に、「人材育成の見直し」、「業務の見直し」及び「環境の見直し」を3本柱とした基本方針を

策定した。この度、これまでの取組状況の検討を行い、新たな基本方針を策定し、それに基づき令和3年度の推進計画を定めた。

新たな基本方針は、本施策の取組開始から一定期間が経過したことから、「意識改革の推進」、「人材育成」及び「業務・環境の改善」を新たな3本柱とした。なかでも、重点課題である警察行政職員と警察官双方の「意識改革の推進」を3本柱の冒頭に置き、協働意識の更なる定着に取り組むこととしている。

基本方針の推進に当たり、不断の検証を随時実施し、毎年度ごとに推進計画を策定することとしている。令和2年度の主な取組結果は、「人材育成の見直し」では、令和3年度の定期人事異動より、警察庁への出向と知事部局への派遣枠を拡大したほか、優秀な人材確保のため、採用広報活動等を推進した結果、警察行政職員全体の受験者数が過去10年で最多を更新した。「業務の見直し」では、帰属物件の引継ぎを4月としていたところ、異動期や出納整理期間が重なり業務が集中する月であることから、引継時期を5月等へ変更し、業務負担の軽減を図った。「環境の見直し」では、基本方針等の周知徹底を図るため、警察本部長による巡回訓育を全警察署において実施したほか、多くの意見を反映させるため、意見交換会等を実施した。

これらを踏まえ、令和3年度の推進計画を策定した。「意識改革の推進」では、引き続き、全職員に対し、県民の安全・安心のためには、警察行政職員と警察官の相互の連携が必要かつ重要である旨の意識改革を推進するとともに、警察行政職員だけで構成されていた活躍推進チームに警察官を加え、意見交換等を行う。「人材育成」では、採用後3年以内に警察署勤務を経験するなどの基本方針に則った人事配置を継続実施する。「業務・環境の改善」では、庶務集中業務の合理化等に向けた更なる多角的な検討のほか、職員個々の事情を踏まえた働きやすい環境の構築と人事配置を行う。

委員

組織の根幹となる重要な取組だと思う。県民から見れば、警察官や警察行政職員という区別はなく、鳥取県警察という一つの組織なので、一体感を持って組織の強化に努めていただきたい。

委員

更なる県民の安全、安心のため、しっかりと取組を進めていただきたい。

(5) サイバー犯罪対策の状況（令和2年中）（生活安全部）

警察本部

令和2年中のサイバー犯罪の検挙件数は、全国では過去最高となり、本県では前年より2件減少したものの、今後も高い水準で推移するものと考えている。昨年の特徴として、フィッシング行為に端を発した不正送金事案や電子決済サービ

スを悪用した詐欺事件等が発生するなど、手口が悪質、巧妙化している。本県では、チケット販売名目詐欺の検挙が最も多かった。

サイバー犯罪被害に係る相談の受理件数は、全国、本県とも前年を上回り、悪質商法、詐欺に関する相談が大半を占めていた。特に、昨年はコロナ禍の影響による生活スタイルの変化に乗じた手口や、サポート詐欺、スミッシング詐欺に関する相談が増加した。

県警察では、サイバー犯罪への対処能力強化に向けた人材育成のため、警察学校等への専科入校、県内企業での民間研修の実施、県外専門学校への派遣を行っているほか、全職員を対象とした能力検定の実施に取り組んでいる。また、コロナ禍による新生活様式・職場環境へ対応するため、サイバー犯罪対策課が部内回線に専用サーバを構築し、リモートでの教養や会議が可能となった。

被害防止対策について、サイバー犯罪対策課では、企業、学校等への出前講座を行っており、昨年は、警察音楽隊のコンサート時に講習を実施するなど、コロナ禍の中で可能な範囲で被害防止活動を展開した。また、県警察を含む鳥取県サイバーセキュリティ対策ネットワークでは、広報啓発用ウェブサイトを新設し、サイバー犯罪の発生状況やサイバーセキュリティの注意事項を発信している。

今後も社会情勢の変化に応じ、対処能力の向上に向けた取組を実施していく。

委員

詐欺メールなどは、一人で対処する場面が多く、対応に困る方も多いと思う。警察としても様々な対策をされているが、被害を減らすためにも、あらゆる方法で広報啓発を行っていただきたい。

警察本部

現在、広報啓発の一環として、高校生等と連携した取組も検討している。

委員

サイバー犯罪は複雑化しており、対処が難しいこともあると思うので、人材育成が重要だと思う。警察だけでは困難なこともあるので、引き続き、関係機関と連携して対応していただきたい。

(6) 4月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

警察本部

4月中は、令和3年度採用の初任科第93期及び第94期、警察行政職員等初任科第31期が入校し、採用時教養を行う。入校に当たり、事前に新型コロナウイルス感染症の抗原検査を実施予定である。

入校式は4月5日に行うが、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年より部内の出席者を縮小するとともに、来賓や家族の出席は見合わせる。警察行政職

員等は4月27日に卒業するが、卒業式の出席者は今後、状況を見て判断する。

4月は、初任科生は特別生活指導期間に指定しており、協調の重要性、集団生活の在り方、規律等を体得させ、警察職員としての心構えの早期確立を図る。また、警察礼式の習得や体力増強のため、各種訓練を集中的に実施する。

3月9日に初任補修科第39期が卒業し、本年度の学校教養の全課程が終了した。来年度も新型コロナウイルス感染症対策に努め、各種入校が予定どおり行われるよう努める。

委員

コロナ禍の中、この1年間は警察学校でも対応に苦勞されたことは承知している。その中で、可能な限り教養を行っていただいたと思う。新たな学生が入校するが、最初の教育が大切なので、しっかりと行っていただきたい。

5 その他

特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長（刑事部）

警察本部

鳥取県公安委員会では、令和2年7月7日に指定暴力団六代目山口組と指定暴力団神戸山口組を特定抗争指定暴力団等に指定し、本年1月5日に、その指定期限を4月6日まで延長した。現在のところ、両組織の対立抗争に関し、対立の原因が解消したと認められる客観的状況がなく、今後も両組織の対立抗争が継続するおそれが認められることから、指定期限を7月6日まで延長する手続を行う。

委員

引き続き、関係する他府県と情報共有し、対応していただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取5件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・ 警察学校射撃場における石綿使用の確認
- ・ 警察行政職員の活躍に向けた基本方針等の策定
- ・ サイバー犯罪対策の状況（令和2年中）

4 報告事項

- ・ 監察報告
- ・ 地域交通安全活動推進委員の委嘱

5 決裁

- ・ 鳥取県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則
- ・ 特定抗争指定暴力団等の指定期限の延長

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。